

副 本

抗告許可申立書

令和8年7月24日

東京高等裁判所第2民事部 御中

抗告人ら訴訟代理人

弁護士 佐々木

同 高橋



当事者等の表示 別紙当事者等目録記載のとおり。

上記当事者間の東京高等裁判所令和8年（ウ）第1073号補助参加許可決定に対する抗告事件につき、同裁判所が令和8年7月9日にした決定（令和8年7月21日に送達）は不服であり、最高裁判所に対し、同決定を破棄し上更に相当な裁判を求めるため、抗告許可の申立てをする。

第1 原決定の表示

- 1 本件抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

第2 抗告許可申立ての趣旨

本件抗告を許可する。

第3 抗告許可申立ての理由

追って、提出する。

以上

別紙

当事者等目録

東京都新宿区四谷4丁目28番14号パレ・ウルー5階

申立人 プレカリアートユニオン

同代表者執行委員長 清水直子 こと

関 口 直 子

東京都中野区

申立人 清水直子 こと

関 口

申立人

稲 葉

上記3名訴訟代理人弁護士

中 野 麻 美

同

中 川 素 充

同

佐 々 木 亮

同

高 橋 寛

相手方

株 式 会 社

同代表者代表取締役